

入院見舞金請求の際には次の事項にご注意ください

1. 1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の間に連続5日間以上の入院をした場合、最高30日間を限度として、入院1日につき2,000円支給されます。
※給付対象は、70歳以上の特別会員または70歳未満で障害者手帳の交付を受けている特別会員です。届出配偶者は該当しません。
※介護保険での入所は対象となりません。
2. 会計年度内に（30日間の範囲において連続5日以上）に転院又は入退院を繰り返した場合は、その都度請求書を提出してください。
※原則として会計年度内請求ですので、できるだけ該当年度の3月31日までに請求書を提出ください。ただし、年度末に入院することもありますので、最終の提出期限を翌年度の5月15日（必着）までとします。
※年度をまたいで入院は3月31日までと4月1日以降が別請求となります。なお、3月31日までの入院分は5月16日以降は請求できなくなりますので、ご注意ください。
3. 入院期間の確認できる領収書等を添付して提出（コピー可）してください。
70歳未満で障害者手帳の交付を受けている方は、障害者手帳の写しも添付してください。
※医療機関で入院見舞金請求書の証明欄を書いてもらいますと、文書料を請求される場合が多いですので、できるだけ領収書等を添付して提出してください。

※領収書等とは（下記①～③のうち一つを添付）

- ①領収書—入院期間の明記されているもの
- ②診断書—実際に入院した期間が明記されているもの（入院予定・退院予定等は不可）。生命保険会社等の診断書の写し可。
- ③退院証明—医療機関または医師の印があるもののみ有効

- i 上記以外の書類を添付する場合は、事前に互助会事務局にご相談ください。
- ii 領収書の枚数が多い場合は添付漏れにお気をつけください。
- iii 領収書等の写しを添付する場合は、全体がはっきり読み取れるようにコピーしてください。